



ZERO CARBON
HOKKAIDO
NOBORIBETSU



**登別市生ごみ処理機等
購入補助金
補助金申請 手引書**

(令和8年版)

登別市生ごみ処理機等購入補助金とは

登別市生ごみ処理機等購入補助金は、家庭における生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化や資源の有効活用を図るために、生ごみ処理機等を購入する市民に対し、補助金を交付する事業です。

どうしてごみの減量が必要なの？

地球温暖化の原因と言われる温室効果ガス(二酸化炭素)はごみを焼却する時にも排出されていることから、脱炭素社会の実現のためには、ごみの減量が必要です。

また、ごみを減量することによって、ごみ処理場の設備の負担を軽減されることから、より安定的にごみを処理することができ、かつ、ごみ焼却後に出てくる灰が減ることから、最終処分場をより長く使用することができます。

生ごみを減量するといふことがあるの？

生ごみは燃やせるごみの約4割で、燃やせるごみの中で最も多くの割合を占めています。

生ごみを完全に分別した場合、家庭から出る燃やせるごみの量は現在の60%程度となるため、単純計算すると、燃やせるごみ袋にかかるお金も現在の60%まで減らすことができます。

例：年間で燃やせるごみ袋40リットルを104枚(1週間に2枚)使用していた場合
 $120円 \times 104枚 = 12,480円$ → $120円 \times 62枚 = 7,440円$

年間5,040円の節約効果！ 10年間で50,400円も！？

※上記例は現行のごみ袋の価格を基に一般的な一例で算出しております。

また、生ごみを「たい肥化」すると、家庭菜園などに再利用することができるため、資源を再利用することもできます。

補助金の対象となる生ごみ処理機等の種類

■電動生ごみ処理機(テイスパーザー型を除く)

補助金額 価格の2分の1(上限額：登録販売店**20,000円**まで、
ECサイト**15,000円**まで)

■生ごみたい肥化容器(コンポスト)

補助金額 価格の2分の1(上限額：登録販売店**2,000円**まで、
ECサイト**1,500円**まで)



2

補助金の対象となる生ごみ処理機等の販売店

補助金の対象となる生ごみ処理機等の販売店舗は「登別市生ごみ処理機等購入補助金登録販売店」として登録された店舗のみとなります。

登録販売店以外から購入する生ごみ処理機等は**補助の対象外**となりますので、ご注意ください。

※ECサイトで購入される方につきましては、指定はありません。

※登録販売店の最新情報は市公式HPからご確認ください。

<https://www.city.noboribetsu.lg.jp/docs/2023061900087/>



3

補助金の交付対象者

補助金の交付対象者は次のいずれにも該当する者となります。

- 申請日において、登別市民であること
- 登別市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号から第3号までに規定される者でないこと
- 申請日において、登別市の納期の到来した市税等に未納がないこと
- 同一の年度において、生ごみ処理機等購入補助金の交付を受けた又は受ける予定のない者であること
- 登録販売店から生ごみ処理機等を購入する者で次のいずれにも該当すること
 - ①居住地内において自ら使用するものであること
 - ②補助金の交付決定前に購入したものでないこと
 - ③他の補助制度による補助金の交付を受けないこと



4

補助金の申請方法

LoGoフォームまたは補助金交付申請書に必要事項を記入し、補助金の交付を申請する

【電子】LoGoフォームURL・二次元コード(申請用)

<https://logofom.jp/form/szZL/303564>



【紙媒体】補助金交付申請書の提出先

〒059-0002 登別市幸町2丁目5番地 クリクルセンター内
登別市市民生活部環境対策室環境対策グループ
生ごみ処理機等 担当 宛

補助金交付申請後は申請内容を審査し、適当と認めたときは「交付決定通知書」を、適当でないとは認められたときは「不交付決定通知書」を郵送にて住所地に送付します。

注意

交付決定通知書の有効期間は概ね2ヶ月間としており、有効期間内に購入しない場合は**交付決定が取り消されます**。
交付決定が取り消しとなった場合は再度、交付申請が必要となりますので、ご注意ください。

【交付決定通知書送付時に同封する書類】

- 登録販売店一覧(通知時に最新のもの) ■購入確認書兼委任状
- ※交付決定通知書、購入確認書兼委任状は**購入時に必要となるため、必ず保管**してください。

5

補助金の受付期間

令和8年6月1日(月)～令和8年12月18日(金)まで

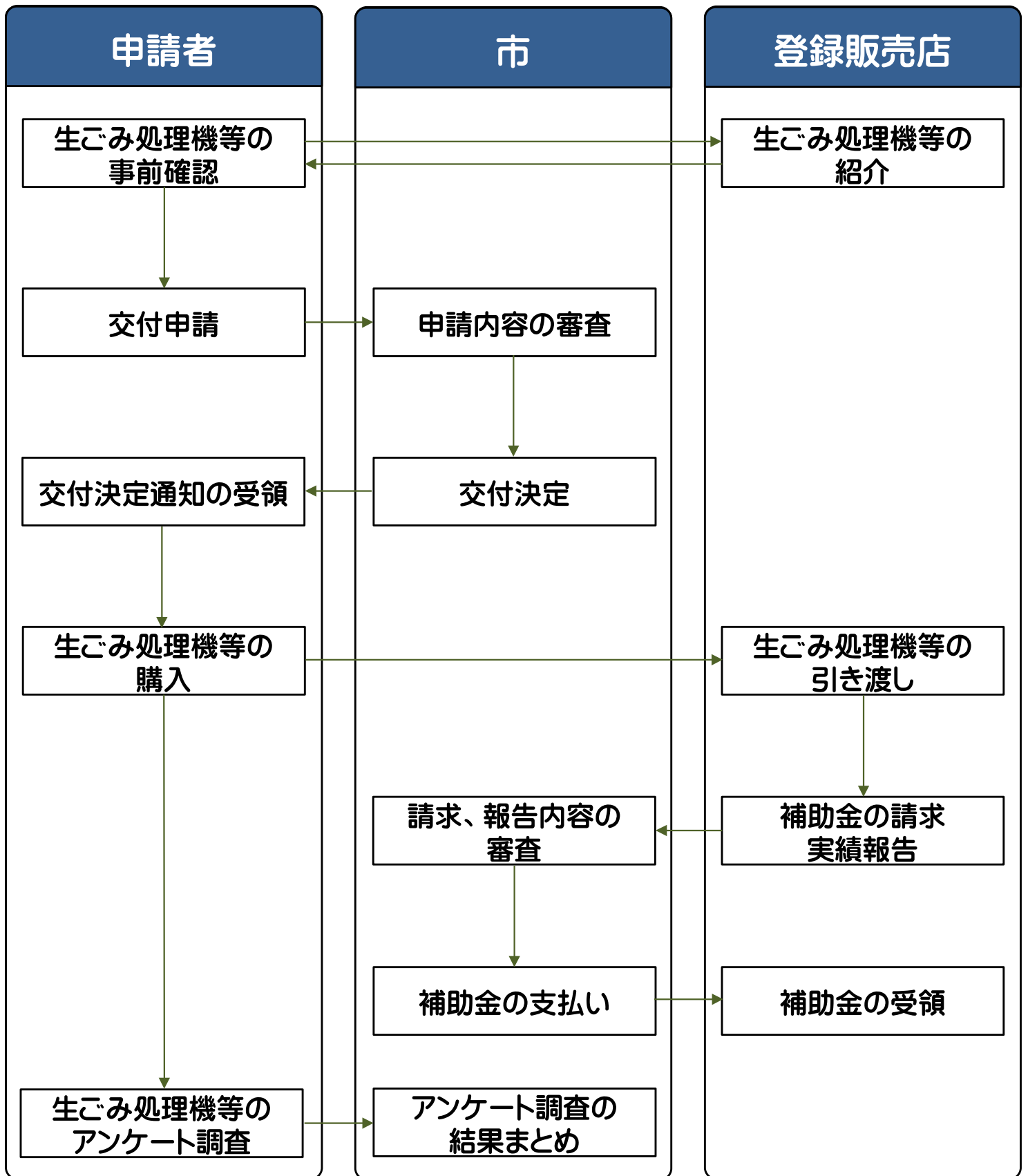
■電動生ごみ処理機 登録販売店5件、ECサイト15件

■生ごみたい肥化容器 登録販売店20件、ECサイト10件
(コンポスト)

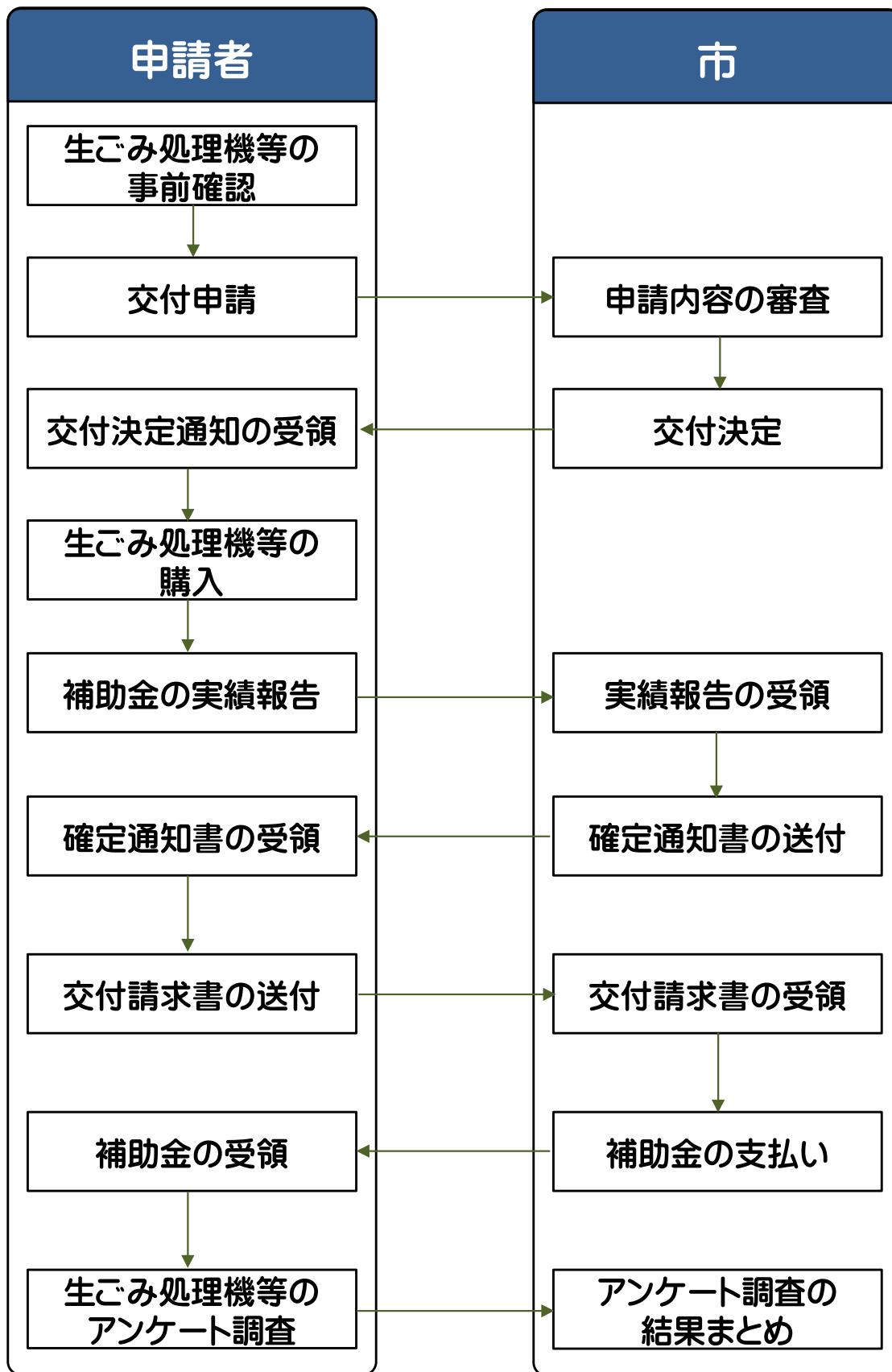
受付は**先着順**となります。
詳細は、市公式HPよりご確認ください。

<https://www.city.noboribetsu.lg.jp/docs/2023061900087/>





登別市生ごみ処理機等購入補助金のスキーム図 (ECサイトで購入の方)



生ごみ処理機等の購入方法

補助金交付決定通知後、

①登録販売店で購入の方

次の書類を登録販売店に持参して生ごみ処理機等を購入する。

■交付決定通知書(写し)

■**本人確認書類**

販売窓口で交付決定者と購入者が同一の者であることを確認するため、**購入時は必ず交付決定者本人が行くよう**お願いします。

■**購入確認書兼委任状**

販売窓口での対応時間短縮のため、**事前に購入確認書及び委任状の委任者(購入者)欄を記載してから販売店に行くよう**お願いします。

②ECサイトで購入の方

(1) 交付決定通知書が届いたら、交付申請時のECサイトで生ごみ処理機等を購入する。

(2) 登別市生ごみ処理機等購入補助金実績報告書【ECサイト用】に必要な事項、必要書類を添付し、市へ郵送または持参するか、あるいは申請フォームで提出する。

LogoフォームURL・二次元コード

<https://logoform.jp/form/szZL/650732>



(3) 市にて書類の審査後、補助金確定通知書及び補助金交付請求書の様式が送付される。

(4) 補助金確定通知書及び補助金交付請求書の様式受領後、補助金交付請求書に確定通知の金額及び振込先口座等を記入いただき、必要書類を添付し、市へ郵送または持参するか、あるいは申請フォームで提出する。

【請求書に必要な添付書類】

- A. 補助金交付決定通知書及び補助金確定通知書の写し
- B. 振込先口座の分かる書類

LogoフォームURL・二次元コード

<https://logoform.jp/f/kpYos>



生ごみ処理機等を購入する時に支払う金額

生ごみ処理機等を購入する際に支払う金額は価格から補助金額を差し引いた金額となります。

補助金については、購入後に市から登録販売店に対して支払いします。

交付決定者が販売店へ支払う金額の計算方法

例①：価格が29,889円の「電動生ごみ処理機」を購入した場合

価格	補助金	販売店での支払額
29,889円	$29,889円 \times 1/2 = 14,944円$ (1円未満切り捨て)	→ 14,945円

例②：価格が44,000円の「電動生ごみ処理機」を購入した場合

価格	補助金	販売店での支払額
44,000円	$44,000円 \times 1/2 = 20,000円$ (上限額)	→ 24,000円

※ECサイトで購入された場合の補助金については、申請者に対して支払いします。金額は補助対象経費の2分の1ですが、上限があり、電動生ごみ処理機が上限15,000円、生ごみたい肥化容器が上限1,500円です。

購入後の使用状況の調査について

生ごみ処理機等を購入してから一定期間後に、生ごみ処理機等の使用状況等について、アンケート調査を行う予定です。

アンケート調査の結果は、今後の事業の実施についての参考とさせていただきますので、ご協力いただくようお願いします。

なお、アンケートの内容等については別途、郵送またはE-mailにて送付します。

